# 別紙-2①(営繕工事) 工事担当課長用 1

### 考查項目別運用表(営繕工事)

考査項目	細別	評価対象項目		
2. 施工状況	Ⅱ.工程管理	□ ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を 完成させた。		
		□ ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。		
		③近隣住民(施設管理者等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に 工事を完成させた。		
		□ ④配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。		
		□⑤その他		
		理由:		
	詳細評価内容:			
	a:工程管理が優れている。 b:工程管理が良好である。 c:工程管理が適切である。 d:工程管理がやや不適切である。 e:工程管理が不適切である。			
		評価選択 🗌 a 🗎 b 🗎 c 🗎 d 🗎 e		
	評価= e	※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。		
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策	□ ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。		
		□ ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。		
		□ ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。		
		□ ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。		
		□ ⑤安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。		
		□ ⑥その他		
		理由:		
	詳細評価内容:			
		vる。 b:安全対策が良好である。 c:安全対策が適切である。 適切である。 e:安全対策が不適切である。		
		評価選択 □ a □ b □ c □ d □ e		
	評価= €	※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。		
6. 社会性等	I. 地域への貢献 等	□①災害時等に地域への救援活動等に協力した。		
		□ ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。		
		③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との 調和を図った。		
		□ ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。		
		□ ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。		
		□ ⑥その他		
		理由:		
	詳細評価内容:			
		ıている。 a':地域への貢献がやや優れている。 b:地域への貢献が良好である。 や良好である。 c:他の評価に該当しない。		
		評価選択 🗌 a 🗎 a' 🗎 b 🗎 b' 🗌 c		
	評価= c	※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。		

- ※1. 工事担当課長は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う、
- ※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断 し評価する。
- ※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。
- ※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

## 別紙-2②(営繕工事) 工事担当課長用 2

# 考查項目別運用表(営繕工事)

(特性1/3)

考査項目 (細別)		評価対象項目		
4. 工事特性	■建物規模への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば1点の加点とする。		
(施工条件等へ の対応)		□ 延べ面積10,000㎡以上の建物		
		□ 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物		
		□ 大空間のホール等を有する建物		
		□ その他(理由: )		
		詳細評価内容:		
	評 点=0点			
	■建物固有の機能の	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば1点の加点とする。		
	難しさへの対応	□ 対象建物の耐震レベル		
		□ 建物機能の特殊性		
		□ その他(理由: )		
		[評価技術事例]		
		・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事		
		・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事		
		・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物		
		詳細評価内容:		
		<b>計小山計「川川とり行」</b>		
		※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば1点の加点とする。		
	■建物固有の施工技 術の難しさへの対応	□ 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 【総合評価における技術提案は除く】		
		□ 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性		
		□ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合		
		□ その他(理由: )		
		[評価技術事例]		
		・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事		
		・特殊な工法及び材料等を採用した工事		
		・特殊な設備システムを採用した工事		
		<ul><li>・免震装置を設ける工事</li></ul>		
		・大規模な山留め工法が必要な工事		
		・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事		
		・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事		
		では、		
		詳細評価内容:		
	評 点=0点			

### 別紙-2③(営繕工事) 工事担当課長用 3

# 考查項目別運用表(営繕工事)

(特性2/3)

考査項目 (細別)		評価対象項目	.27 3)
4. 工事特性	■厳しい自然・地盤	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば1点の加点とする。	
(施工条件等へ の対応)	条件への対応	□ 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)	
		■ 軟弱地盤、支持地盤の影響	
		□ 雨・雪・風・気温等の影響	
		□ その他(理由: )	
		[評価技術事例]	
		・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事	
		・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事	
		・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理	
		や施工スペースの制限を受けた工事	
		詳細評価内容:	
	評 点=0点		
	■厳しい周辺環境、社	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば1点の加点とする。	
	会条件との対応	□ 地中埋設物等の作業障害	
		□ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物	
		□ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮	
		□ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	
		□ その他(理由: )	
		[評価技術事例]	
		・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事	
		・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事	
		・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事	
		・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事	
		・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整をを行った工事	
		詳細評価内容:	
	評 点=0点		

## 考查項目別運用表(営繕工事)

(特性3/3)

考査項目 (細別)	評価対象項目			
4. 工事特性	■施工現場での対応	※下記の対応事項に1つにレ点が付けば2点の加点とし、最大5点とする。		
(施工条件等へ の対応)	【長期工事における安全確保への対応】			
		□ 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事 (ただし全面一時中止期間は除く)		
		【災害等での臨機の措置】		
		□ 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事		
		【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】		
		□ 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事		
		□ 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事		
		□ 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事		
		□ 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事		
		□ 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の受注者が複数ある工事		
		□ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事		
		□ 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事		
		□ 施エヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事		
		□ 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事		
		□ その他(理由: )		
(最大 10点)		詳細評価内容:		
評 点 計= 0 点	評 点=0点			

- ※1. 工事特性は、最大10点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。
- ※2. 監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。
- ※3. 評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。
- ※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

考査項目	細別	対象		
6.社会性等	Ⅱ広島製産品	対象資材 ①		
		□ 評価基準を満足し、広島製産品の対象資材が、請負金額比で3%以上(加点:+5)		
		□ 評価基準を満足し、広島製産品の対象資材が、請負金額比で3%未満(加点:+2.5)		
		□ 該当しない(加点:0)		
		対象資材 ②		
		□ 評価基準を満足し、広島製産品の対象資材が、請負金額比で3%以上(加点:+5)		
		□ 評価基準を満足し、広島製産品の対象資材が、請負金額比で3%未満(加点:+2.5)		
(最大10点)		□ 該当しない(加点:0)		
評点計= 0点				
※ 対象資材①、②に関する加点は、広島製産品使用結果報告書により確認する。				

#### 別紙-2⑤(営繕工事) 工事担当課長用 5

#### 考查項目別運用表(営繕工事)

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表		
8. 法令遵守等	点数	措置内容	
		1.指名停止3ヶ月以上 又は該当する1件の工事の施工に関連して、広島市水道局建設工事競争入札取扱要綱 第11条第1項第一号に基づく競争入札参加資格の取り消し	
	○ -15 点	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	
	○ -13 点	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	
	○ -10 点	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	
	〇 - 8 点	5.文書注意	
	○ - 5 点	6.口頭注意	
	○ - 3 点	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合 (不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)	
	□ - 点	8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等	

- ① 本考査項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。
- ②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。
- ③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注者の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。
- ④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等)は、主任又は総括技術評価官の評価対象項目である安全対策において減点をする。
- ⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。
- ⑥ 総合評価落札方式による技術資料の内容について、履行の確認ができなかった場合、または、混合入札に参加する単体企業が入札参加条件(地元下請率50%以上)を遵守できなかった場合等は、上表8により工事成績評定点を減ずる。減点の適用等は別紙による
- ⑦ 複数の指名停止等の措置があった場合の採点方法は、「広島市水道局請負工事成績評定要領実施細目」別紙による。

※適応事例に〇印をし、該当項目点数を成績採点表に記入する

【上記で評価する場合の適応事例】

- ・ 1.入札前に提出した調査資料等が虚為であった事実が判明した。
- 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
- 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。
- ・ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・ 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
- 6.建設業法に違反する事実が判明した 例)一括下請負、技術者の専任違反等
- 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
- 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- ・ 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
- ・10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
- ・11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- ・12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力 団関係者がいることが判明した。
- ・13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、 軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- ・14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- ・15.施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
- ・16.引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。
- ・17.低入コスト調査で虚偽の報告があった。
- ・18.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。
- ・19.その他 理由:

### 別紙-2⑥(営繕工事) 工事担当課長用 6

#### 考查項目別運用表(営繕工事)

※ 総合評価落札方式による技術資料の内容について履行の確認ができなかった場合の適用

内容及び採点方法	計算式	点数
技術資料の内容について履行 の確認ができなかった場合、 履行の確認ができなかった施 工上の課題毎に減点する。 ただし、受注者の責によるも のに限る。	-8点×施工上の課題数	-8点× 課題=- 点

- ① 本評価項目 (7. 法令遵守等)で評価する事例は、総合評価落札方式による契約において、受注者より提出された技術資料の内容について、履行が確認できなかった場合に適用する。
- ② 施工上の課題毎の減点とは、1つの施工上の課題に対して複数の技術的所見が提出され、このうち1つでも履行の確認ができない場合は、その施工上の課題毎に工事成績評定(法令遵守等)の項目から8点を減点するものである。
- ③ 減点対象となる履行が確認できない場合とは、受注者の責によるものに限る。
- ③ 上記措置の事例は、「簡易型」を適用した工事について記載している。「標準型」を適用する場合は、措置事例の記載について「施工上の課題」を「技術提案及び施工計画の評価内容」に読みかえ、「技術的所見」を「技術提案及び施工計画」に読みかえる。

※ 混合入札に参加する単体企業が入札参加条件(地元下請率50%以上)を遵守できなかった場合の適用

項目	地元下請率	点数
	1. 地元下請率 0%以上40%未満 または文書注意	- 8 点
故意ではないが、遵守できな かった場合	2. 地元下請率40%以上45%未満 または口頭注意	- 5 点
	3. 地元下請率45%以上50%未満	- 3 点
受注者の	0 点	

- ※ 地元下請率とは、地元業者の一次下請の合計請負金額を元請の請負金額で除した率のことである。
- ※ 混合入札とは、広島市水道局建設工事共同企業体競争入札取扱要綱第13条の2で規定する入札のことである。
- ① 本評価項目(7. 法令遵守等)で評価する事例は、混合入札に参加する単体企業が入札参加条件(地元下請率50%以上)を遵守できなかった場合のうち、故意ではないが遵守できなかった場合に適用する。
- ② 本評価に関連して文書注意または口頭注意の措置がとられた場合は、減点の大きい方を選択する。
- ③ 正当な理由が無く、故意に遵守しなかったことにより、指名停止等の措置があった場合は、法令遵守等の適応事例 「1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。」に該当することとなり、措置内容に応じて採点する。
- ④ 受注者の責めによらない理由で遵守ができなかった場合は、減点しない。